

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当部局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付給付担当
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省初等中等教育局幼児教育課新制度・人材確保担当

幼稚園・認定こども園に係る処遇改善等加算 に係る研修の実施主体の認定について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

施設型給付費等に係る処遇改善等加算（以下「加算」という。）に係る研修要件については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修受講要件について」（令和元年 6 月 24 日付け府子本第 197 号、元初幼教第 8 号、子保発 0624 第 1 号 内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知。以下「研修通知」という。別添 1 参照。）により通知したところです。

研修通知では、幼稚園及び認定こども園における加算 に係る研修の範囲について、加算 の認定を行う都道府県等（以下「加算認定自治体」という。）が適当と認める幼稚園関係団体及び認定こども園関係団体等が実施する、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とする研修（幼稚園・認定こども園における園内研修を含む）が、対象に含まれることとしています。さらに認定こども園については、教育と保育を一体的に提供するという認定こども園の特徴を考慮し「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号）に基づく保育士等キャリアアップ研修についてもこれに含まれることとしています。

今般、一部の関係団体からの研修実施主体としての申請に対して加算認定自治体において認定が円滑に行われぬ事例があるとの指摘があることから、改めて関係通知等について送付いたします。管内市町村や関係団体に改めて周知いただくとともに、下記にもご留意いただきながら、研修通知に定める要件を満たすと確認できる場合は積極的に認定を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 研修の実施主体の認定について

幼稚園及び認定こども園の職員に対しては従来から様々な主体により研修が実施されていることを踏まえ、加算 に係る研修においては、これらの主体による教育及び保育の質の向上に関する研修を幅広く認定することを想定しています。これらの研修については、加算 による処遇改善の対象となる職員だけでなく幼稚園及び認定こども園の職員全般の資質向上に資するものであり、加算 による処遇改善の対象となる職員を含め、十分な研修機会を提供する観点からは多様な主体による多種様々な研修が実施されることが重要です。

このため、研修実施主体の認定に当たっては、特定の主体や内容に偏ることなく、研修通知に定める要件を満たす者から研修実施主体の認定に係る申請があった場合には認定を行うことが基本であることにご留意ください。なお、各加算認定自治体内に所在する団体のみならず、全国的または広域的に活動し研修を行う団体についても、認定の対象となり得ることにも併せてご留意ください。

2. 研修実施主体の認定に係る申請様式について

- (1) 研修実施主体の認定に係る申請様式については「施設型給付費等に係る処遇改善等加算に係る研修（幼稚園・認定こども園）の実施主体の認定等に係る申請書類の統一様式について」（令和元年11月11日付け事務連絡。別添2参照。）により統一様式をお示ししているところであるので、当該様式をご活用ください。
- (2) 統一様式については、特段の事情がある場合には修正を行うことも可能ですが、その場合であっても、
統一様式をベースとし、可能な限り簡素なものとすることや、
全国的もしくは広域的に研修を実施している研修実施者から統一様式による申請があった場合には、一度受理した上で、不足している情報のみ追加で求めること
など配慮をお願いいたします。

【照会先】

< 公定価格関係 >

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
給付担当

TEL 03-5253-2111（内線 38346）

03-6257-3096（直通）

< 認定こども園関係 >

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL 03-5253-2111（内線 38446）

03-6257-3095（直通）

< 幼稚園関係 >

文部科学省初等中等教育局幼児教育課
新制度・人材確保担当

TEL 03-5253-4111（内線 2374）

03-6734-2374（直通）